

## 筆界特定制度の活用について

南部国道事務所 用地第二課 ◎鈴木 朋貴  
○宮平 隆

### 1. 目的

平成18年度1月20日から施行された筆界特定制度を活用する際の利点と問題点の研究

### 2. 内容

#### (1) 制度の概要

土地の筆界について紛争が起きた場合、利害関係者の申請に基づいて、筆界特定登記官が筆界の位置を特定するものである。

#### (2) 筆界特定制度のメリット（境界確定訴訟と比べた場合）

- ・裁判によらない紛争解決制度である。
- ・申請者の費用が境界確定訴訟と比べ少額。
- ・解決までの時間が短縮（約6ヶ月程度）
- ・裁判で争うわけではないため、隣接関係人に対して悪影響が少ない。（法務局に申請するため）
- ・用地売買契約をした場合、起業者が申請することが出来る。

#### (3) 筆界特定制度のデメリット

- ・筆界特定までの期間が不確定なため、年度内に起業者の登記手続きが完了できるかどうか不確定。

#### ※用語解説

境 界：筆界及び所有権界の総称

筆 界：土地の範囲を区画するものとして定められた線

所有権界：所有権の範囲を区画する線

### 3. 結論

用地の筆界に紛争がおきた箇所については、筆界特定制度を積極的活用し、用地買収の促進を図ることができる。

### 4. 今後の問題点

- ・年度内に筆界特定ができず、起業者の登記手続きが完了できなかった場合の繰越し手続きの処理についての対応。